

大分県私立高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）支給要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金交付要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる学校種）

第2条 在学する生徒等が高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）（以下、「学び直し支援金」という。）の対象となる学校種は以下のとおりとする。

- （1）私立高等学校
- （2）私立中等教育学校（後期課程）
- （3）私立特別支援学校（高等部）
- （4）私立高等専門学校（1～3学年）
- （5）私立専修学校、私立各種学校

（高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年4月1日 文部科学省令第13号）第1条で定めるもの）

（支給額）

第3条 私立高等学校等に在学する生徒等に対する学び直し支援金は、所得に応じて以下の額を上限とし、月を単位として支給される。

○平成30年6月分までの基準額（平成29年度の課税証明書等による認定）

支給限度額		保護者等の市町村民税所得割額
所得制限	—	304,200円以上
通常	9,900円	154,500円以上304,200円未満
通常の1.5倍加算	14,850円	51,300円以上154,500円未満
通常の2倍加算	19,800円	100円以上51,300円未満
通常の2.5倍加算	24,750円	0円（非課税）

○平成30年7月分以降の基準額（平成30年度の課税証明書等による認定）

支給限度額		保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額
所得制限	—	507,000円以上
通常	9,900円	257,500円以上507,000円未満
通常の1.5倍加算	14,850円	85,500円以上257,500円未満
通常の2倍加算	19,800円	100円以上85,500円未満
通常の2.5倍加算	24,750円	0円（非課税）

2 授業料の額が前項の額に達しない場合は、授業料の額を限度として学び直し支援金が支給される。

3 単位制高等学校等については、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、単位あたりの授業料を設定する課程に係る学び直し支援金の支給額の決定については、以下のとおりとする。

授業料月額：一単位あたりの授業料額 ÷ 履修期間 × 登録単位数

支給額：授業料月額と支給限度額のいずれか低い方の額

〈例1〉 授業料額7,000円/単位、25単位登録、履修期間12月の場合

- ・ 授業料月額：7,000円 ÷ 12月 × 25単位 = 14,583円（端数切捨て）
- ・ 支給限度額：9,900円

- ・支給額：授業料月額 > 支給限度額 → 9,900円
- 《例2》授業料額7,000円/単位、25単位登録、履修期間12月、2倍加算の場合
  - ・授業料月額：7,000円 ÷ 12月 × 25単位 = 14,583円（端数切捨て）
  - ・支給限度額：9,900 × 2倍 = 19,800円
  - ・支給額：授業料月額 < 支給限度額 → 14,583円

（受給資格認定）

第4条 各学校設置者は、高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）受給資格認定申請書（様式1）（以下、「受給資格認定申請書」という。）を各生徒に配布する。

- 2 学び直し支援金の支給を望む生徒は、受給資格認定申請書に必要事項を記入して、保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類（以下、「課税証明書等」という。）を添付して、学校設置者に提出する。
- 3 各学校設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書及び課税証明書等に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式2の1、様式2の2）を作成し、受給資格認定申請書及び課税証明書等とともに知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定により提出された受給資格認定申請書、課税証明書等及び受給資格認定申請者一覧により各生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。結果については、各学校設置者に対し通知（様式3、様式3（別紙））する。併せて、受給権者である生徒の支給額を決定し、各学校設置者に対して（様式11、様式11（別紙））通知する。
- 5 学校設置者は、知事から通知された受給資格認定結果一覧（様式3（別紙1））及び支給決定（予定）一覧（様式11（別紙1））に基づき、生徒個人への認定又は不認定通知（資格認定通知は様式4、資格不認定通知は様式5）及び支給決定（予定）通知（様式12）を作成し、生徒へ配布する。
- 6 受給資格認定後、受給権者である生徒は、氏名に変更が生じた場合、速やかに高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）の受給資格に係る氏名変更届出書（様式1の2）を各学校設置者を通じて、知事に提出する。

受給資格の認定に係る事務において留意すべき事項は以下のとおり。

（留意事項）

ア 次のa～gの全てに該当する者であること。

- a 日本国内に住所を有する者。
- b 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者。
- c 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号に該当する者。  
（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- d 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者。（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- ※新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の

対象者を含む。)は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

- e 高等学校等を退学したことがある者。
  - f 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者。
  - g 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(第3条に規定する所得制限に該当しない者)
- イ 受給資格認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、受給資格申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者の同意は必要ない。なお、心身の障害等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。
- ウ 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。
- エ 受給資格認定申請は当該私立高等学校等に在学中に限り可能(私立高等学校等に在学していない者が将来私立高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能)。
- オ 日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる。
- カ 海外からの留学生についても対象となる(ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には学び直し支援金は支給されない)。
- キ 大分県内の私立高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や、海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合には支給対象となる。ただし、住民票により日本国内に住所を有していることの確認が困難なものについては、日本国内に本籍地を有していることの確認ができれば支給対象として差し支えない。
- ク いわゆる交換留学生協定などに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する大分県内の私立高等学校等に授業料を支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、学び直し支援金を支給する。
- ケ 定時制や通信制等の併修先であって学び直し支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校(大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など)において授業を受ける場合であっても、学び直し支援金の支給を受ける高等学校等に当該授業に係る授業料を支払っており、また、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、学び直し支援金を支給して差し支えない。
- ただし、学び直し支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、学び直し支援金は支給されない。
- コ 過去に学び直し支援金を受給したことがある生徒は、「受給資格消滅通知」等を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定する。
- サ 学び直し支援金の支給期間は、最大24月とする。(定時制及び通信制も同様。)
- シ 授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒(いわゆる「特待生」)には、学び直し支援金は支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として学び直し支援金が支給される。
- ス 生徒自身の意思で受給資格申請を行わない場合は、当該生徒は学び直し支援金を受給することができない。(学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。)
- セ 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は学び直し支援金の支給対象とならない。

- ソ 学び直し支援金の受給資格の認定において年齢は問わない。
- タ 学び直し支援金は、受給権者である生徒が月の初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給するものとする。
- チ 学び直し支援金の支給は、原則として、受給資格認定申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。（例えば、5月に対象になった者が6月になってから申請書を学校に提出した場合、やむを得ない理由により申請をすることができなかった場合」に当たると認められる場合でない限り、5月分の学び直し支援金は支給されない。）
- ツ 受給権者がやむを得ない理由により第4条第2項に規定する申請をできなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなし、その日が属する月の分から支給される。なお、当該生徒が月の初日に在学していない場合は、翌月から支給する。
- テ 「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。受給資格認定の申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断は知事が行うが、実質的な確認作業は各学校設置者が行うこととする。
- ト 課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を払うものとする。

（収入の状況の届出及び支払の一時差止め）

- 第5条 各学校設置者は、「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式6）（以下、「収入状況届出書」という。）を各生徒に配布する。
- 2 学び直し支援金の受給権者は、収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付して、各学校設置者に提出しなければならない。
  - 3 各学校設置者は生徒から提出された収入状況届出書及び課税証明書等を取りまとめ、収入状況届出者一覧（様式7の1、様式7の2）を作成し、毎年7月の知事が定める日までに知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の規定により提出された収入状況届出書、課税証明書等及び収入状況届出者一覧により学び直し支援金の継続支給の可否を判定し、学校設置者に審査結果を通知（様式8、様式8（別紙））する。併せて、受給権者である生徒の支給額を決定し、各学校設置者に対して変更支給決定（予定）（様式13、様式13（別紙））を通知する。また、所得制限に係る要件に該当することで受給資格が消滅するときは、学校設置者に対して通知（様式18、様式18（別紙））する。
  - 5 学校設置者は、知事から通知された変更支給決定（予定）一覧（様式13（別紙））に基づき、生徒個人あてに変更支給決定（予定）通知（様式14）を作成し、生徒へ配布する。また、所得制限に係る要件に該当することで受給資格が消滅するときは知事から通知された消滅確定者一覧（様式18（別紙））に基づき、生徒個人あてに受給資格消滅通知書（様式19の2）を作成し、生徒に配布する。
  - 6 知事は受給権者が正当な理由なく知事が定める日までに収入状況届出書及び課税証明書等を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。その場合、学校設置者に対して通知（様式9、様式9（別紙））する。
  - 7 学校設置者は、知事から通知された支払差止者一覧（様式9（別紙））に基づき、生徒個人あてに支払一時差止め通知（様式10）を作成し、生徒に配布する。

収入の状況の届出及び支払の一時差止めに係る事務において留意すべき事項は以下のとおり。

(留意事項)

ア i) 収入状況届出書等を期限内に提出した場合

a 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が所得制限基準額未満の場合

→ 継続支給（支給額決定（7月～翌年3月分））

b 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が所得制限基準額以上の場合

→ 支給資格消滅

※翌年7月より支給を受ける場合は、翌年7月に再度認定申請が必要。

ii) 収入状況届出書等を期限内に提出しない場合

→ 支払一時差止め（7月～翌年6月分）

※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。

※翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。

イ 受給権者は（学び直し支援金の支給停止の申出を行い、支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書及び課税証明書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等は複写でも差し支えない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、第6条（留意事項）シを参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

ウ 「正当な理由」とは、支給資格認定時における「やむを得ない理由」と同じく、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）で期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。

エ 支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合は、提出があった翌月分から支給する。ただし、収入状況届出書等の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給する。また、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間、支払を一時差し止める。

オ 休学により学び直し支援金の支給が停止されている場合は、生徒が支給再開の申出を行う際に、支給再開申出書に収入状況届出書及び課税証明書等を添付するものとする。（第11条参照）

カ 一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出書及び課税証明書等の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7月（当該届出が4～6月であった場合は前年7月）に遡り支給資格が消滅する。

(所得制限基準及び加算支給基準の判定)

第6条 知事は、各学校設置者から第4条第3項及び第5条第3項に規定する書類を受領

したときは、学び直し支援金の支給額を判定する。

学び直し支援金の支給における所得要件に係る留意事項は以下のとおり。

(留意事項)

ア 4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。

保護者等の課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるので、学び直し支援金の支給を希望する生徒は、4月～6月の間に申請する場合は前年度の課税証明書等を添付した受給資格認定申請書を提出し、7月～翌年6月の支給については、7月の知事の定める提出期限までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、翌年7月の知事の定める提出期限までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。

イ 保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類は、原則、課税証明書の原本とする。

課税証明書等は、原則所得の有無にかかわらず保護者（親権者）全員について提出する必要がある。すなわち、父母ともに所得を得ている場合については、父母両方の課税証明書を提出することが必要となる（保護者が複数の未成年後見人である場合、当該未成年後見人全員の課税証明書等を提出することが必要となる。）。

一方、保護者のうち片方が控除対象扶養者である場合であっても、収入が100万円を超える場合には、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が課されることとなるため、課税証明書等の提出が必要である。

なお、収入が100万円以下である場合には、地方税法の規定により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割は課することができない。

ウ 保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

① 所得制限基準の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額により判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→ 日本国内に在住している保護者等がいなく、通常支給限度額を支給。

② 加算支給基準の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ 生徒が1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（学び直し支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、2.5倍加算の対象となる。

オ 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者がキの生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、その者は保護者には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう。）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

カ 生徒に保護者がいない場合には、加算の基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。

なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には、法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

キ 保護者である両親に共に所得がある場合には、両親の市町村民税所得割額を合算して判断する。この場合、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の課税証明書等が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合で、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により加算判定を行う。

ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により加算判定を行う。

コ 道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。

サ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額は合算しない。

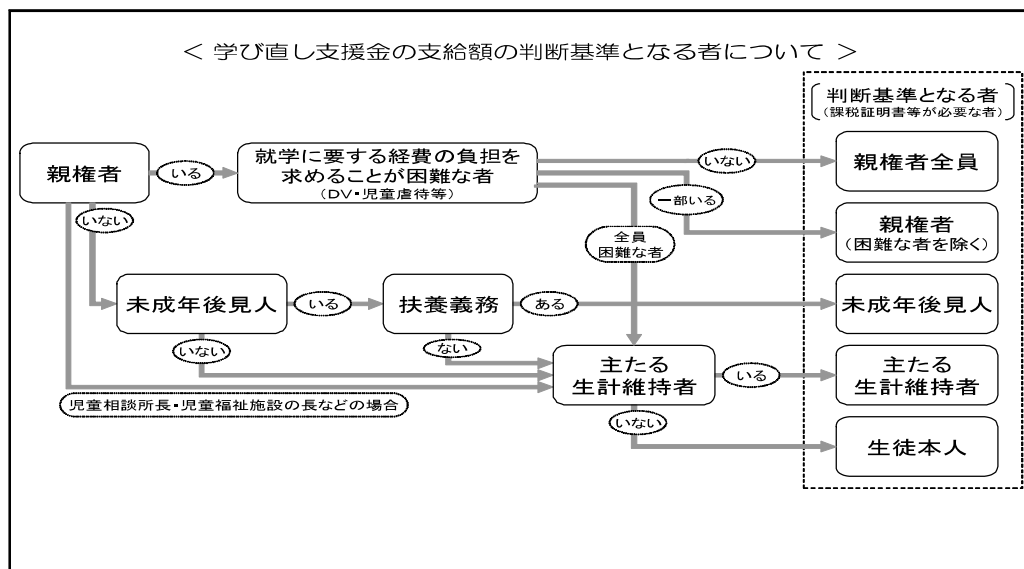
シ 所得要件の確認を行う保護者等は、学び直し支援金が支給される当該月ごとの保護者となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者に変更がある場合には、速やかに課税証明書等を添付した収入状況届出書を、学校設置者を通じて知事に提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等は複写で差し支えない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限に係る要件に該当して支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合には、当該月分から）支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、学び直し支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、本制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限に係る要件に該当しなくなる）生徒については、受給資格認定の申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

ス 受給資格認定申請書及び収入状況届出書における署名は、受給権者である生徒本人又は保護者の名で行う。



セ 受給資格認定申請書の2.(2)①、収入状況届出書の2.(1)(保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に保護者に該当しない者がいる場合)の理由欄については、以下の記入例に準じて記入することとする。

a 離婚又は死別等により、保護者が1人の場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、親権者は母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみです。

b 一方の保護者が就学に必要な経費の負担を求めることが困難な者であり、保護者に該当しない場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日頃から〇〇太郎【生徒氏名】の父が失踪【失踪やDV等の理由】したことにより、就学に必要な経費を負担している者は、母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、配偶者の課税証明書を提出できません。

c 保護者の一方が海外に在住しており、その者の課税証明書等が提出できない場合  
(記入例)



平成○年○月○日より、父である○○太郎【保護者氏名】が○○【国名】に海外赴任しており、平成○年1月1日時点で日本に在住していないため、父の所得について課税されておらず、父の課税証明書を提出できません。

ソ 受給資格認定申請書の2.(2)②、収入状況届出書の2.(2)（保護者がおらず、生徒本人又は主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合）の理由欄については、以下の記入例に準じて記入することとする。

a 生徒本人の課税証明書等を添付する場合

（記入例）

平成○年○月○日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成○年○月○日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、主として私の生計維持に当たっている者もいないため、私の課税証明書を添付します。

b 主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合

（記入例）

平成○年○月○日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成○年○月○日に母が死亡【失踪、死亡等の理由】し、現在は、母の兄、△△和夫【生計維持者氏名】が主として私の生計維持に当たっていますので、△△和夫の課税証明書を添付します。

タ 受給資格認定申請書2.(2)③、収入状況届出書2.(3)（保護者の全員が海外に在住しており、その者の課税証明書等が提出できない場合）の理由欄については、以下の記入例に準じて記入することとする。

（記入例）

平成○年○月○日より、両親が海外赴任しており（私は○○【国名】からの留学生であり）、両親が平成○年1月1日時点で日本に在住していないため、両親の所得について課税されておらず、両親の課税証明書を提出できません。

チ 税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を学校設置者を通じて知事に提出する必要がある。

a 支給を受けていた生徒について、税の更正により、所得割額が所得制限若しくはそれぞれの加算区分の基準額を超える又は道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されるに至った場合は、要件に該当していなかった月分の加算支給額は全額返還する必要がある。

b 受給資格の認定を受けていない者や、所得制限基準に該当したことにより受給資格が消滅した者が、税の更正により受給資格を満たすことになった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）、受給資格認定申請を行った場合には、遡って申請があったものとして支給を行う。

c 収入状況届出をせずに、差止め処分を受けた者が、税の更正により、受給資格を満たすことになり、収入状況届出が行われた場合には、遡って届出があったものとして支給を行う。

d 就学支援金を受けている者が、税の更正により、支給額の加算区分が増額となる場合で、税の更正後に保護者の収入に変更があったものとして、収入状況届出が行われた場合には、遡って届出があったものとして支給を行う。

e a～dの取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

ツ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合は、所得確認ができないため、受給資格認定申請

及び収入状況届出の要件を満たしておらず、学び直し支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、提出するものとする。

(学び直し支援金の支給)

第7条 知事は、毎月1日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である各学校設置者に対して学び直し支援金を支給する。支給時期は4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各期」とする。）の年4回とし、支給時期については別に定める。ただし、天災その他不慮の災害等のやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

2 3月には当該年度各月初日の生徒の在籍状況に基づき、支給した学び直しへの支援の調整を行う。

(学び直し支援金の代理受領、授業料との相殺)

第8条 各学校設置者は、知事から学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。

学び直し支援金の代理受領と授業料債権の弁済において留意すべき事項は以下のとおり。

(留意事項)

ア 施設整備費など授業料以外の納付金については学び直し支援金の支給対象としない。

イ 年度途中で学び直し支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給し、「やむを得ない理由」に当たると認められる場合を除いて、遡って学び直し支援金を支給できない。

ウ 当該年度の学び直し支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。

（例えば4月に支給された学び直し支援金を3月の授業料の弁済に充てる等）

エ 授業料と、以前に支払われた学び直し支援金との相殺後の差額を滞納しているような場合でも、納付期限の到来により新たな授業料債権が発生した場合、学び直し支援金をもってこれを弁済することができる。

オ 月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が学び直し支援金を代理受領する。

カ 学校設置者において学び直し支援金を代理受領した際に、すでに生徒又は保護者が授業料を納入しているため授業料債権が存在しなくなっている場合には、学び直し支援金を代理受領した学校設置者は、当然に受給権者である生徒に学び直し支援金を引き渡す義務を負うことになる。

キ 代理受領した学び直し支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、私立高等学校等就学支援事業費補助金を知事から受け入れた場合には、いったん「預り金」として受入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた高等学校等就学支援金のうち確定した学び直し支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。

なお、参考までに仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から学び直し支援金相当額を差し引いた額を予め生徒から収納し、かつ、私立高等学校等就学支援事業費補助金を知事から受け入れた場合】

---

- 私立高等学校等就学支援事業費補助金 3 月分が、知事から学校法人に入金されたとき  
(私立高等学校等就学支援事業費補助金 3 月分全額について、「預り金」で処理)  
(借) 現金預金 ××××× (貸) 預り金受入収入 ×××××
- 授業料の納付期限が到来したとき  
(生徒からの入金分を「授業料」で処理し、私立高等学校等就学支援事業費補助金について「預り金」で処理したうち 1 月分を「授業料」に振り替え)  
(借) 現金預金 ××××× (貸) 授業料収入注(1) ×××××  
預り金支払支出 ××××× 授業料収入注(2) ×××××

注(1) 授業料から学び直し支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額

注(2) 私立高等学校等就学支援事業費補助金について「預り金」で処理したうち 1 月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、私立高等学校等就学支援事業費補助金を知事から受け入れる前に、生徒から授業料全額を予め収納する場合】

- 生徒から授業料全額を収納したとき  
(借) 現金預金 ××××× (貸) 授業料収入 ×××××
- 私立高等学校等就学支援事業費補助金 3 月分が知事から学校法人に入金されたとき  
(私立高等学校等就学支援事業費補助金 3 月分全額について「預り金」で処理し、私立高等学校等就学支援事業費補助金について「預り金」で処理したうち生徒への返還相当額を「現金預金」に振り替え)  
(借) 現金預金 ××××× (貸) 預り金受入収入 ×××××  
預り金支払支出 ××××× 現金預金 ×××××

ク 各学校設置者が預り金として学び直し支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、学び直し支援金を預金することにより利息収入が生じた場合は、学校の教育活動に係る経費等に充当する必要がある。

ケ 「授業料減免」、「奨学金」と高等学校等就学支援金の関係については以下のとおり。

- a 就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）とされており（法第 5 条第 1 項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」）の額となる。
- b ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権の額そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。
- c また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。
- d すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

(学び直し支援金の額の確定)

第 9 条 知事は、毎年 4 月 10 日までに各学校設置者から前年度の学び直し支援金の実績

報告を受け、受給権者である生徒の学び直し支援金の額を確定し、就学支援金（学び直しへの支援）支給実績通知を各学校設置者を通じて（様式15、様式15（別紙））生徒に通知（様式16）する。

（学び直し支援金の受給資格消滅の通知、学び直し支援金支給実績証明書）

第10条 各学校設置者は、各学校に在学する学び直し支援金の受給権者である生徒の受給権が、退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（通算支給期間が24月未満での卒業も含む。支給期間が24月を超えた者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式17）を作成し知事に提出する。

2 知事は、各学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である各生徒の学び直し支援金の受給資格の消滅を確定し、各学校設置者に対して通知（様式18、様式18（別紙））する。

3 学校設置者は、知事から通知された受給資格消滅者一覧（様式18（別紙））に基づき、生徒個人あてに受給資格消滅通知（様式19の1）を作成し、生徒に配布する。

受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を知事に申請（様式28）することができる。知事は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式29）を発行する。

（休学に伴う学び直し支援金の支給停止、再開）

第11条 学び直し支援金の受給権者である生徒が休学する場合、各学校設置者を通じて知事に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。

2 学び直し支援金の支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式20）、を各学校設置者に提出する。

3 各学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を取りまとめ、支給停止申出者一覧（様式21）を作成し、知事に提出する。

4 前項の申出書を受領した知事は、学び直し支援金の支給停止を決定し、当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて（様式22、様式22（別紙））支給停止通知（様式23）を発出する。

5 休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、復学した日の属する月の翌月10日までに、支給再開申出書（様式24）、収入状況届出書（様式6）及び保護者等の課税証明書等を各学校設置者に提出する。ただし、既に支給再開を希望する期間に係る保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。

6 各学校設置者は生徒から提出されたを前項に規定する申請書等を取りまとめ、支給再開申出者一覧（様式25の1、様式25の2）を作成し、知事に提出する。

7 前項の申出書等を受領した知事は、支給の可否及び支給額について判定し、学び直し支援金支給再開を決定する。当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて（様式26、様式26（別紙））再開通知（様式27）を発出する。また、所得制限に係る要件に該当することで受給資格が消滅するときは、学校設置者に対して通知（様式18）する

8 学校設置者は、所得制限に係る要件に該当することで受給資格が消滅するときは、知事から通知された受給資格消滅確定者一覧（様式18（別紙））に基づき、生徒個人あてに受給資格消滅通知（様式19の2）を作成し、生徒に配布する。

9 知事は受給権者が正当な理由なく第5項に定める期日までに支給再開申出書、収入状況届出書及び課税証明書等を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差止めることができる。その場合、学校設置者に対して通知（様式9、様式9（別紙））する。

10 学校設置者は、知事から通知された支払差止め者一覧（様式9（別紙））に基づき、生徒個人あてに支払いの一時差止め通知（様式10）を作成し、生徒に配布する。

（留意事項）

ア 学び直し支援金の支給停止・再開は、支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する。ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。なお、月の途中で支給停止申出書の提出があった場合でも当該月の授業料債権が発生していない場合は当該月分から学び直し支援金の支給を停止する。

(転学に伴う学び直し支援金の取扱い)

第12条 生徒の転学時における学び直し支援金の支給に係る事務において留意すべき事項は以下のとおりとする。なお、いずれの場合も所得制限に係る要件に該当する期間は支給されない。

(留意事項)

ア 転学した場合、24月から転校前の高等学校等で支給を受けた学び直し支援金の月数を除いた月数について学び直し支援金が支給される。

(広域通信制高等学校の扱い)

第13条 広域通信制高等学校については、他の都道府県内にも補習校や協力校が所在するが、学び直し支援金の支給は、他の都道府県内に所在する補習校等に通う生徒の分も含めて、知事から、いわゆる本校を通じて行う。

(授業料額の変更)

第14条 学校設置者は、受給権者である生徒の授業料額の変更があったときは、授業料額の変更届(様式30)を作成し、知事に提出する。

2 知事は、前項の規定により提出された授業料額の変更届(様式30)により受給権者である生徒の支給額を決定し、各学校設置者に対して変更支給決定(予定(様式12、様式12(別紙)))を通知する。

3 学校設置者は、知事から通知された変更支給決定(予定)一覧(様式12(別紙))に基づき、生徒個人あてに変更支給決定(予定)通知(様式13)を作成し、生徒へ配布する。

附 則

この要領は、平成26年度の予算に係る大分県高等学校等就学支援事業費補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年度の予算に係る大分県高等学校等就学支援事業費補助金から適用する。

2 改正前の大分県私立高等学校等就学支援金(学び直しへの支援)支給要領の様式による書類は、平成28年4月30日までの間は、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成30年度の予算に係る大分県高等学校等修学支援事業費補助金から適用する。

2 改正後の大分県私立高等学校等就学支援金支給要領の様式による書類は、平成30年度の課税証明書等による認定から使用する。